

《引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について》

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費に関する経費に充てることとされているため、以下にその詳細を明示する。

【単位:千円】

項 目		予 算 額
歳 入	令和3年度地方消費税交付金(社会保障財源分)	136,000
歳 出	社会保障施策に要する経費(下記のとおり)	1,081,424

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位:千円】

費 目	経 費	財 源 内 訳						主 な 事 業
		特 定 財 源			一 般 財 源			
		国県支出金	地方債	そ の 他	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	そ の 他		
社 会 福 祉	社会福祉費	231,054	165,530			29,058	36,466	自立支援事業、重度心身障害者(児)医療給付助成事業、地域生活支援事業
	老人福祉費	5,688			1,433	715	3,540	老人保護措置事業、在宅生活支援事業
	児童福祉費	529,043	371,805		8,974	66,533	81,731	障害児支援事業、児童手当支給事業、病児保育事業
	小 計	765,785	537,335	0	10,407	96,306	121,737	
社 会 保 険	介護保険事業	192,177	9,802			24,168	158,207	介護保険事業特別会計繰出金
	国民健康保険事業	118,944	53,546			14,958	50,440	国民健康保険事業特別会計繰出金
	小 計	311,121	63,348	0	0	39,126	208,647	
保 健 衛 生	保健衛生費	4,518	370		154	568	3,426	後期高齢者健康診査事業、母子保健事業
	小 計	4,518				568	3,950	
合 計	1,081,424	600,683	0	10,407	136,000	334,334		

※一般職人件費・一般事務費は除く。